○　政策目標１－１：重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

| | |
|---|---|
| **政策目標の内容及び目標設定の考え方** | 国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。<br>経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。 |

**上記の「政策目標」を達成するための「施策」**

政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2：財政に関する広報活動

| | |
|---|---|
| **関連する内閣の基本方針** | ○「第221回国会　総理大臣施政方針演説」（令和８年２月20日）<br>○「第221回国会　財務大臣財政演説」（令和８年２月20日）<br>○「第219回国会　総理大臣所信表明演説」（令和７年10月24日）<br>○「令和８年度予算編成の基本方針」（令和７年12月９日閣議決定）<br>○「令和８年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和８年１月23日閣議決定）<br>○「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和３年３月９日閣議決定）<br>○「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（令和６年３月19日閣議決定）<br>○「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（令和７年６月20日閣議決定）<br>○「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和８年７月21日閣議決定）<br>○「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定） |

| **施策** | 政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組 |
|---|---|
| **取組内容** | 一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとします。<br>引き続き、ＥＢＰＭを推進し、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決、加えて、これらを踏まえた内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組等について、予算編成等への適切な活用・反映に努めます。<br>「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太の方針2026」といいます。）の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスにつ |

いては、債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、ＧＤＰ、純利払い費、財政収支等が債務残高対ＧＤＰ比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配意しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。また、「骨太の方針2026」においては、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しを進めることとされています。引き続き、「骨太の方針2026」を踏まえ、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立に向けた取組を進めてまいります。

上記に加えて、復興事業については、「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

**定性的な測定指標**

**［主要］政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政運営目標の達成に向けた取組の実施**

**（目標の内容）**

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。「骨太の方針2026」の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスについては、債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、ＧＤＰ、純利払い費、財政収支等が債務残高対ＧＤＰ比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配意しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。また、「骨太の方針2026」においては、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しを進めることとされています。引き続き、「骨太の方針2026」を踏まえ、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立に向けた取組を進めてまいります。

**（目標の設定の根拠）**

予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

**定性的な測定指標**

**政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映**

| | |
|---|---|
| | （目標の内容）<br>ＥＢＰＭを推進し、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決、加えて、これらを踏まえた内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組等について、予算編成等へ適切に活用・反映します。 |
| | （目標の設定の根拠）<br>財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算へ的確にフィードバックするためです。 |

| 定性的な測定指標 | |
|---|---|
| | 政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応 |
| | （目標の内容）<br>復興事業については、「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。 |
| | （目標の設定の根拠）<br>東日本大震災からの復興を効果的かつ確実に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。 |

| 今回廃止した測定指標とその理由 | 該当なし |
|---|---|
| 参考指標 | ○参考指標１「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標２）】<br>○参考指標２「一般会計歳出の構成」<br>○参考指標３「一般会計歳出概算所管別内訳」<br>○参考指標４「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化）」<br>○参考指標５「各予算のポイント」<br>○参考指標６「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」<br>○参考指標７「補助金等の整理合理化状況」 |

| 施策 | 政1-1-2：財政に関する広報活動 |
|---|---|
| 取組内容 | 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等（オンライン形式も含む）の広報活動に積極的に取り組みます。<br>加えて、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザイン（用語集参照）の考え方を活用した取組を推進し、産官学の関係者と連携の上、セミナー・ワークショップ等の開催等に取り組みます。<br>また、財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、以下の取組を行います。<br>Ａ　各府省のウェブサイトにおいて公開される概算要求書及び政策評価調書を、各府省の協力の下、財務省ウェブサイトからそれぞれ９月末日、10月20日前後までに一元的に閲覧できるようにします。<br>Ｂ　決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫し、一般会計と特別会計、当初予算と補正予算を含めた予算の全体像についても、より分かりやすく国民への情報発信を行うよう努めます。 |

**定量的な測定指標**

政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化

| 年度 | | 令和４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | ８年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標値 | 概算要求書等 | 9月末日 | 9月末日 | 9月末日 | 9月末日 | 9月末日 |
| | 政策評価調書 | 10月20日前後 | 10月20日前後 | 10月20日前後 | 10月20日前後 | 10月20日前後 |
| 実績値 | 概算要求書等 | 9月27日 | 9月27日 | 9月26日 | 9月25日 | |
| | 政策評価調書 | 10月20日 | 10月17日 | 10月18日 | 10月17日 | |

（出所）主計局総務課及び司計課調

**（目標値の設定の根拠）**

財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績を参考に目標値を設定しました。

**定性的な測定指標**

［主要］政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況

**（目標の内容）**

積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会（オンライン形式も含む）、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組等の広報活動を実施します。

**（目標の設定の根拠）**

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。

| 今回廃止した測定指標とその理由 | 該当なし |
|---|---|
| 参考指標 | ○参考指標１「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」<br>○参考指標２「ウェブサイト『はじめてのフューチャー・デザイン』へのアクセス件数」 |

| 政策目標に係る予算額等 | | 令和６年度 | ７年度 | ８年度 | ９年度 | 行政事業レビューに係る予算事業ID |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 予算の状況 | 当初予算 | 425,590千円 | 433,935千円 | 443,400千円 | | |
| | （項）財政健全化推進費 | 425,590千円 | 433,935千円 | 443,400千円 | | |
| | （事項）財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費 | 425,590千円（注１） | 433,935千円（注１） | 443,400千円（注１） | | |
| | 内　財政に関する説明資料の拡充 | 5,277千円 | 3,306千円 | 3,340千円 | | 行政事業レビューの対象外 |
| | 内　財政制度等に関する調査（注２） | 24,413千円 | 23,358千円 | 23,484千円 | | 001419 |
| | 内　旅費等実態調査 | 13,279千円 | 10,652千円 | 10,336千円 | | 001420 |
| | 補正予算 | － | △1,150千円 | | | |
| | 繰越等 | 3,504,792千円 | | N.A. | | |
| | 合　計 | 3,930,382千円 | | N.A. | | |
| 執行額 | | 3,723,055千円 | | N.A. | | |

（概要）

財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。

（注１）政府情報システム関連予算（予算編成支援システム（予算事業ID:020151））は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

（注２）「フューチャー・デザインの考え方を活用した取組」に係る予算額は、「財政制度等に関する調査」に含まれる。

（注３）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年11月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

| 担当部局名 | 主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官（調整担当）） | 政策評価実施時期 | 令和９年６月（予定） |
|---|---|---|---|

○　政策目標１－２：　必要な歳入の確保

| | |
|---|---|
| **政策目標の内容及び目標設定の考え方** | 健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・「財政法」（昭和22年法律第34号）第４条第１項）。<br>税収については、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものであり、毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制については、経済社会のあり方に密接に関連するものであることから、経済社会の構造変化や国際的動向等を踏まえつつ、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。また、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。<br>税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。<br>公債の発行については、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。<br>なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。<br>本目標は、以下に掲げる内閣の基本方針を踏まえ、推進していきます。 |

| **上記の「政策目標」を達成するための「施策」** |
|---|
| 政1-2-1：必要な歳入の確保等 |

| | |
|---|---|
| **関連する内閣の基本方針** | ○「第221回国会　総理大臣施政方針演説」（令和８年２月20日）<br>○「第221回国会　財務大臣財政演説」（令和８年２月20日）<br>○「第219回国会　総理大臣所信表明演説」（令和７年10月24日）<br>○「令和８年度予算編成の基本方針」（令和７年12月９日閣議決定） |

| **施策** | 政1-2-1：必要な歳入の確保等 |
|---|---|
| **取組内容** | 税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制について、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。<br>また、「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。<br>なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。 |

**定性的な測定指標**

［主要］政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上

**（目標の内容）**

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制について、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。

また、「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。

**（目標の設定の根拠）**

安定的な税収基盤を構築し、適正・公平な課税を実現して、必要な税収の確保に努めるほか、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。

また、歳入に関する情報について、国民への説明責任の向上に努めるためです。

| | |
|---|---|
| **今回廃止した測定指標とその理由** | 該当なし |
| **参考指標** | ○参考指標１「一般会計税収の推移」<br>○参考指標２「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標１）】<br>○参考指標３「歳入（一般会計）構成の推移」 |

| 政策目標に係る予算額等 | 令和６年度 | ７年度 | ８年度 | ９年度 | 行政事業レビューに係る予算事業ID |
|---|---|---|---|---|---|
| 上記の政策目標に関連する予算額等はありません。 | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| **担当部局名** | 主計局（総務課）、主税局（総務課） | **政策評価実施時期** | 令和９年６月（予定） |

○　政策目標１－３：予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

| | |
|---|---|
| **政策目標の内容及び目標設定の考え方** | 国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定めに則り、かつ、経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のあり方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があり、そのための取組を進めています。<br>また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆるＰＤＣＡサイクルにおける、Ｃ（＝チェック）及びＡ（＝アクション）の機能を強化する必要があります。 |

| **上記の「政策目標」を達成するための「施策」** |
|---|
| 政1-3-1：予算執行に関する的確な情報開示の実施 |
| 政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保 |
| 政1-3-3：予算執行調査の実施 |
| 政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等 |

| | |
|---|---|
| **関連する内閣の基本方針** | ○「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」（平成25年６月28日閣議決定） |

| | |
|---|---|
| **施策** | **政1-3-1：予算執行に関する的確な情報開示の実施** |
| **取組内容** | 予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に開示されている予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力の下、財務省ウェブサイトから閲覧できるようにします。<br>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm) |

| **定性的な測定指標** |
|---|
| **［主要］政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認** |
| **（目標の内容）**<br>各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。 |
| **（目標の設定の根拠）**<br>「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年６月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。 |

| | |
|---|---|
| **今回廃止した測定指標とその理由** | 該当なし |
| **参考指標** | ○参考指標１「各府省の予算執行情報ポータルサイト」 |

| 施策 | 政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保 |
|---|---|
| 取組内容 | 国の予算は、国会の議決に基づき各省各庁の長に配賦され、その執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられています。その執行に当たっては、円滑かつ迅速な執行が確保されるよう努めます。<br>また、予算の執行において、財務大臣の承認を要するものが法令で定められていますが、これらの法令の定めに則り、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、経済的、効率的に予算執行がなされるよう努めています。<br>特に、繰越手続については、平成21年度より、繰越要件の明確化や手続の簡素化等を図っており、繰越制度が一層活用されるよう努めます。<br>今後とも、法令や予算との整合性等に留意するとともに、会計検査院や関係省庁との連携を図ることなどにより、円滑かつ効率的な予算執行が確保されるよう努めます。 |

| 定性的な測定指標 |
|---|
| ［主要］政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組 |
| （目標の内容）<br>法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。 |
| （目標の設定の根拠）<br>円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。 |

| 今回廃止した測定指標とその理由 | 該当なし |
|---|---|
| 参考指標 | 該当なし |

| 施策 | 政1-3-3：予算執行調査の実施 |
|---|---|
| 取組内容 | 予算執行調査は、財務省主計局の予算担当者及び財務局の職員が、次年度以降の予算編成に向けた問題意識等から選定した事業について、実際に予算が効率的かつ効果的に執行されているかといった観点から調査を行うものです。予算執行調査の実施に当たっては、予算の効率化が図られるよう、<br>１　調査対象につき、特別会計の事業を含め、予算の執行状況全般を選定の対象とするほか、日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局の視点等も活用しつつ、案件を選定します。<br>２　専門家の知見の活用や実地調査の実施など、調査の質の向上等を図ります。<br>３　調査結果を適切な時期に公表し、予算の執行や予算編成に反映するとともに、その反映状況を予算の決定後速やかに公表します。 |

| 定性的な測定指標 |
|---|
| ［主要］政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施 |
| （目標の内容）<br>予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。 |

| | |
|---|---|
| | （目標の設定の根拠）<br>予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。 |

| | |
|---|---|
| **今回廃止した測定指標とその理由** | 該当なし |
| **参考指標** | ○参考指標１「予算執行調査の実施件数及び反映額」<br>○参考指標２「調査結果（令和７年６月）」<br>○参考指標３「調査結果（令和７年10月）」<br>○参考指標４「反映状況（令和８年１月）」 |

| | |
|---|---|
| **施策** | 政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等 |
| **取組内容** | 予算の適正かつ効率的な執行を確保するために、各省各庁に対し文書による要請を行うとともに、担当職員の資質の向上及び会計事務に携わる心構え等が重要であることから、各省各庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修（注）を実施します。<br>また、随意契約の適正化のため、契約の透明性を高める観点から、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。<br>（注）実施予定の会議・研修<br>１．会議<br>財務省と会計検査院との事務連絡会、各省各庁等予算執行・決算担当者会議、財務局等繰越決算事務担当者会議、補助金等適正化中央連絡会議幹事会、各府省等内部監査担当者連絡会<br>２．研修<br>会計事務職員研修、政府関係法人会計事務職員研修、会計事務職員契約管理研修、予算担当職員初任者研修、会計監査事務職員研修 |

| | |
|---|---|
| **定性的な測定指標** | |
| | ［主要］政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施 |
| | （目標の内容）<br>文書による要請及び会議・研修を実施します。<br>また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。 |
| | （目標の設定の根拠）<br>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。 |

| | |
|---|---|
| **今回廃止した測定指標とその理由** | 該当なし |
| **参考指標** | ○参考指標１「会計検査院決算検査報告に掲記された不当事項等の推移」<br>○参考指標２「会計事務職員研修等の実績」 |

| **政策目標に係る予算額等** | | | **令和６年度** | **７年度** | **８年度** | **９年度** | **行政事業レビューに係る予算事業ID** |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **予算の状況** | **当初予算** | | 589,272千円 | 654,165千円 | 649,004千円 | | |
| | （項）財政健全化推進費 | | 412,164千円 | 473,148千円 | 486,913千円 | | |
| | | （事項）適正な予算執行の確保に必要な経費 | 43,052千円 | 40,943千円 | 40,602千円 | | 行政事業レビューの対象外 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| （事項）会計センターに必要な経費 | 369,112千円（注１） | 432,205千円（注１） | 446,311千円（注１） | | 行政事業レビューの対象外 |
| （項）財務局業務費 | 177,108千円 | 181,017千円 | 162,091千円 | | |
| （事項）適正な予算執行の確保に必要な経費 | 177,108千円 | 181,017千円 | 162,091千円 | | 行政事業レビューの対象外 |
| **補正予算** | △35千円 | ― | | | |
| **繰 越 等** | 4,114,618千円 | | N.A. | | |
| **合　　計** | 4,703,855千円 | | N.A. | | |
| **執 行 額** | 4,577,180千円 | | N.A. | | |

（概要）

適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための会計事務処理等に係る経費等

（注１）政府情報システム関連予算（官庁会計システム（予算事業 ID:020140）、歳入金電子納付システム、会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（予算事業 ID:021328）　）は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

（注２）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年 11 月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

| | | | |
|---|---|---|---|
| **担当部局名** | 主計局（総務課、司計課、法規課）、会計センター | **政策評価実施時期** | 令和９年６月（予定） |

○　政策目標１－４：決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

| | |
|---|---|
| **政策目標の内容及び目標設定の考え方** | 国の決算は、国会の議決によって成立した予算の執行実績を示すものであり、一会計年度における収入・支出の実績を計算、整理、記録したものです。したがって、決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」（昭和22年法律第34号）、「会計法」（昭和22年法律第35号）等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。<br>このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。 |

**上記の「政策目標」を達成するための「施策」**

政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

政1-4-2：令和７年度歳入歳出決算の国会への早期提出

| | |
|---|---|
| **関連する内閣の基本方針** | 該当なし |

| | |
|---|---|
| **施策** | 政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告 |
| **取組内容** | 年度の途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算概要について、これまでに引き続き、官報や財務省ウェブサイトを活用するなどして、国民や国会に対し適時適切な報告を行います。<br>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/index.html) |

**定量的な測定指標**

［主要］

**政1-4-1-A-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況**

| 年度 | | 令和４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | ８年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標値 | 予算使用の状況 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 |
| | 国庫歳入歳出状況 | 15回 | 15回 | 15回 | 15回 | 15回 |
| | 決算概要 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 実績値 | | 全て達成 | 全て達成 | 全て達成 | N.A. | |

（注）令和７年度の実績値は、令和８年９月に確定するため、令和９年度事前分析表に記載します。
（出所）主計局司計課調

**（目標値の設定の根拠）**

国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。

※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。

| 今回廃止した測定指標とその理由 | 該当なし |
|---|---|
| 参考指標 | 該当なし |

| 施策 | 政1-4-2：令和７年度歳入歳出決算の国会への早期提出 |
|---|---|
| 取組内容 | 決算の早期提出については、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう要請を受けたところであり、令和７年度歳入歳出決算については、令和６年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月20日前後に国会提出が可能となるよう努めます。 |

**定量的な測定指標**

| 政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日 | 年度 | 令和４年度（３年度決算） | ５年度（４年度決算） | ６年度（５年度決算） | ７年度（６年度決算） | ８年度（７年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 4.9月初旬 | 5.9月初旬 | 6.9月初旬 | 7.9月初旬 | 8.9月初旬 |
| | 実績値 | 4.9.2 | 5.9.1 | 6.9.3 | 7.9.2 | |

（出所）主計局司計課調

**（目標値の設定の根拠）**

平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に２ヶ月程度の期間を要していることから９月初旬を目標とするものです。

**定量的な測定指標**

| ［主要］政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日 | 年度 | 令和４年度（３年度決算） | ５年度（４年度決算） | ６年度（５年度決算） | ７年度（６年度決算） | ８年度（７年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 4.11.20前後 | 5.11.20前後 | 6.11.20前後 | 7.11.20前後 | 8.11.20前後 |
| | 実績値 | 4.11.18 | 5.11.20 | 6.11.29 | 7.11.18 | |

（注）令和５年度歳入歳出決算の国会提出が令和６年11月29日となったのは、令和６年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。

（出所）主計局司計課調

**（目標値の設定の根拠）**

平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。

| 今回廃止した測定指標とその理由 | 該当なし |
|---|---|
| 参考指標 | 該当なし |

| 政策目標に係る予算額等 | 令和６年度 | ７年度 | ８年度 | ９年度 | 行政事業レビューに係る予算事業ID |
|---|---|---|---|---|---|
| 上記の政策目標に関連する予算額等はありません。 | | | | | |

（財務省８政１－４）

| 担当部局名 | 主計局（司計課） | 政策評価実施時期 | 令和９年６月（予定） |
|---|---|---|---|

○　政策目標１－５：地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

| | |
|---|---|
| **政策目標の内容及び目標設定の考え方** | 令和８年度の地方の財政状況については、臨時財政対策債の発行はゼロとなりましたが、引き続き、歳入面・歳出面における改革を進めていく必要があります。<br>地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。<br>このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。<br>「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太の方針2026」といいます。）の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスについては、債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、ＧＤＰ、純利払い費、財政収支等が債務残高対ＧＤＰ比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配意しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。併せて、全世代型社会保障の構築を推進することとされています。<br>こうした財政運営の方針を踏まえ、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現すべく、財務省としても適切に対応していきます。 |

| **上記の「政策目標」を達成するための「施策」** |
|---|
| 政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革 |

| | |
|---|---|
| **関連する内閣の基本方針** | ○「令和８年度予算編成の基本方針」（令和７年12月９日閣議決定）<br>○「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和８年７月21日閣議決定） |

| **施策** | 政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革 |
|---|---|
| **取組内容** | 国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。 |

| 定性的な測定指標 | |
|---|---|
| | ［主要］政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革 |
| | （目標の内容）<br>国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。 |
| | （目標の設定の根拠）<br>「骨太の方針2026」において、「地方の一般財源の総額を確保して、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」とされているためです。 |

| 今回廃止した測定指標とその理由 | 該当なし |
|---|---|
| 参考指標 | ○参考指標１「地方財政計画」<br>○参考指標２「地方向け補助金等の全体像」<br>○参考指標３「地方の一般財源総額について」 |

| 政策目標に係る予算額等 | 令和６年度 | ７年度 | ８年度 | ９年度 | 行政事業レビューに係る予算事業ID |
|---|---|---|---|---|---|
| 上記の政策目標に関連する予算額等はありません。 | | | | | |

| 担当部局名 | 主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計企画官（調整担当））、主税局（総務課）、理財局（計画官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当）） | 政策評価実施時期 | 令和９年６月（予定） |
|---|---|---|---|

○　政策目標１－６：公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

| | |
|---|---|
| **政策目標の内容及び目標設定の考え方** | 現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。<br>また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。<br>国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表を行います。 |

**上記の「政策目標」を達成するための「施策」**

政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等

| | |
|---|---|
| **関連する内閣の基本方針** | 該当なし |

| | |
|---|---|
| **施策** | 政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等 |
| **取組内容** | 国の財政状況に関するストック及びフローの情報の充実を図るため、各府省が作成している省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体の財務状況を開示する国の財務書類を平成15年度決算分から作成・公表しているところです。公表に当たっては、財務省ウェブサイトも活用して、広く国民に対する情報開示を行います。<br>（https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/）<br>また、財務省は、各府省の作成する省庁別財務書類について、財務情報の的確な開示が行われるよう必要な助言等を行うほか、令和９年度予算の審議に活用するために、令和７年度決算分の国の財務書類（一般会計・特別会計）を令和９年１月下旬に公表します。 |

**定量的な測定指標**

［主要］
政1-6-1-A-1：国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日

| 年度 | 令和４年度（３年度分） | ５年度（４年度分） | ６年度（５年度分） | ７年度（６年度分） | ８年度（７年度分） |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標値 | ５年１月下旬 | ６年１月下旬 | ７年１月下旬 | ８年１月下旬 | ９年１月下旬 |
| 実績値 | 5.1.27 | 6.1.26 | 7.1.24 | 8.1.30 | |

（出所）主計局法規課調

**（目標値の設定の根拠）**

「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」（平成18年６月14日財政制度等審議会）において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。

| 定性的な測定指標 | |
|---|---|
| | 政1-6-1-B-1：国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表 |
| | （目標の内容）<br>国の財務書類のポイント（パンフレット）やガイドブック等において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。 |
| | （目標の設定の根拠）<br>「財務書類等の一層の活用に向けて」（平成27年４月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会）等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。 |

| 今回廃止した測定指標とその理由 | 該当なし |
|---|---|
| 参考指標 | ○参考指標１「国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（令和６年度分）」 |

| 政策目標に係る予算額等 | | | 令和６年度 | ７年度 | ８年度 | ９年度 | 行政事業レビューに係る予算事業ID |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 予算の状況 | 当初予算 | | 11,974千円 | 13,113千円 | 14,079千円 | | |
| | | （項）財政健全化推進費 | 11,974千円 | 13,113千円 | 14,079千円 | | |
| | | （事項）財務書類の作成・公表に必要な経費 | 11,974千円 | 13,113千円 | 14,079千円 | | 行政事業レビューの対象外 |
| | 補正予算 | | － | － | | | |
| | 繰 越 等 | | － | | N.A. | | |
| | 合　　計 | | 11,974千円 | | N.A. | | |
| 執 行 額 | | | 10,692千円 | | N.A. | | |

（概要）
国の財務書類の作成・公表等
（注）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年11月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

| 担当部局名 | 主計局（法規課） | 政策評価実施時期 | 令和９年６月（予定） |
|---|---|---|---|